

東京都では



公務員の

“言語聴覚士”^{*}が

活躍しています。

^{*}採用職種は、「福祉技術」といたします。

詳しくは裏面をご覧ください。

お問合せ先

東京都福祉保健局総務部職員課人事担当

お問合せ先：電話番号 03-5320-4023 メールアドレス S0000191@section.metro.tokyo.jp

職場のご紹介

● 療育センター



北療育医療センター

〒114-0033
東京都北区十条台一丁目2番3号

施設規模：医療 [50床]、療育 [70床]、通園 [40人]、通所 [30人]

本院と城南分園と城北分園の3つがあります。対象は主に重症心身障害児者、肢体不自由児者です。城南分園と城北分園は、入所を除く外来部門と通園部門（保育所等訪問支援を含む）、通所部門があります。北療育医療センターは、利用児者の年齢層が幅広く、様々な障害のある方を総合的に支援しています。また、対象児者への個別訓練・指導の他、家族支援や学校、他の施設との連携も行います。

北療育医療センター城北分園



〒121-0062
東京都足立区南花畑五丁目10番1号

施設規模：通園 [25人]、通所 [30人]

北療育医療センター城南分園



〒145-0065
東京都大田区東雪谷四丁目5番10号

施設規模：通園 [40人]、通所 [20人]

2020年6月、新センターへ移転し、都立多摩療育園と一体となり、児童発達支援部門を備えた総合療育センターに生まれ変わりました。利用者の年齢は幼児から高齢者まで幅広く、高齢者の場合、発達の未熟さに加え加齢による機能低下があるため、言語機能の維持向上を目的とした個別訓練を行っています。あわせて、生活の場でもあるためQOLの維持向上も目的としています。新センターは二つの施設の機能が一体化して対象が拡大したため、命に向き合う重症心身障害児者に対する支援から、年齢が小さいお子さんの保護者への支援も含めた療育まで、言語聴覚士として幅広く貴重な経験が積める職場となっています。

府中療育センター

〒183-8553
東京都府中市武蔵台2丁目9番地2



施設規模：入所 [260床]、通所 [30人]、通園 [40人]

● 心身障害者福祉センター

〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1番1号

東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）

12～15階



法に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、区市町村等への専門的な知識及び技術を必要とする相談、指導業務や医学的、心理学的判定、補装具の処方及び適合判定等を行っています。

また、高次脳機能障害支援普及事業の支援拠点として高次脳機能障害のある方への相談・支援等を行っております。その他、身体障害者手帳、愛の手帳の発行や、東京都重度心身障害者手当の支給等を行っています。

現在、言語聴覚士が所属しているのは、補装具の判定や相談を行う部門と、高次脳機能障害者支援を行う部門です。判定・相談部門では、聴覚障害のある18歳以上の方を対象に、障害者総合支援法に基づく補装具（補聴器）の支給に関する判定や相談を担当しています。高次脳機能障害者支援部門では、相談支援、地域ネットワークの構築並びに人材育成、広報・普及啓発などの事業を実施しています。

言語聴覚士としては特殊な分野かもしれませんが、医療機関、教育機関では経験できない福祉分野での業務を経験することができ、視野が広がることも魅力の一つです。

○ 受験資格（採用職種は、「福祉技術」といいます）

I 類 B

採用予定日現在、40歳未満で、言語聴覚士免許を有する人又は翌年春の国家試験により言語聴覚士の免許を取得する見込みの人で下記のA又はイのいずれかに該当する人

A 大学において指定科目を修めて卒業した人又は卒業見込みの人

イ 大学卒業を入学要件とする2年以上の言語聴覚士養成所等を修了した人又は修了見込みの人

II 類

採用予定日現在、30歳未満で、言語聴覚士免許を有する人又は翌年春の国家試験により言語聴覚士の免許を取得する見込みの人で下記に該当する人

大学及び大学卒業を入学要件とする2年以上の言語聴覚士養成所等を除く、言語聴覚士養成所等を修了した人又は修了見込みの人

いずれの区分も筆記考査と口述考査（面接）を行います。筆記考査は、言語聴覚士の基礎知識を問う専門記述課題と小論文課題の2種類を行います。

最新の採用情報等は、右のQRコードからご確認頂けます。※出題形式等は予告なく変更する場合がございます。予めご了承ください。



東京都福祉保健局 福祉技術

検索

採用に関するページはこちら